

平成 31 年度 狛江市市民活動支援センター第 3 回運営委員会 議事録

- 1 日時 令和元年 9 月 6 日（金） 19：00～20：15
2 場所 市民活動支援センター フリースペース
3 出席者 委員 青木香奈 伊藤輝芳 伊藤聡子 上田英司 内海貴美 小川三男 萩野修
大矢美枝子 佐藤新哉 武田新栄 松村正俊 松村雪子 三島端子
事務局 小楠寿和 高橋宗孝 斉藤あや子 白石珠美 高橋善治 中里紀男
日比野浩 森俊樹

(50 音順 敬称略)

4 欠席者 委員 古川裕朗

5 傍聴者 なし

6 議題

(1) 報告事項

- ①令和 2 年度調査・研究事業事前準備会について

(2) 協議事項

- ①令和 2 年度市民活動支援センター予算（案）について
②団体登録（企業登録の取扱い）について
③休館日（火曜日）の開館について

(3) その他

- ①区市町村ボランティア・市民活動支援センター運営委員及びセンター長等合同会議について

7 配布資料

- [資料 1] 調査研究事業事前準備会について
[資料 2] 令和 2 年度狛江市市民活動支援センター予算（案）
[資料 2-2] 狛江市市民活動支援センター～こまえくぼ 1 2 3 4～令和 2 年度予算（案）
[資料 3] 団体登録（企業登録）の取扱いについて

8 会議概要

1 開会

委員長あいさつ

委員長よりあいさつがされた。

2 議題

(1) 報告事項

- ①令和 2 年度調査・研究事業事前準備会について

事務局より、副委員長をはじめ 4 名の委員に参加していただき、3 回の検討を行ったことについて説明をした。

(委員)

調査・研究事前準備会の検討の中で出てきた仮説について、具体的なものがあれば教えてほしい。

(副委員長)

今回の調査は初めてなので、過去の調査と比較ができないことは一つポイントになる。

団体については、こまえくぼを利用している団体と利用していない団体でどのような違いがあるか。なぜ利用していないかなど利用についてのことが一つ、生涯学習的な活動をしている団体が公益的な活動にどう関心を持っているかという点が 2 つ目の論点となる。

個人については、市民活動をしている人はたくさんいるが、それ以外の人はなぜ活動までいかないのかというあたりも調査できたらいいのではないかという点も、検討の中では出てきた。

(2) 協議事項

①令和2年度市民活動支援センター予算(案)について —事務局より説明—

(委員)

人件費が増えているのは、職員の日数や勤務時間に変更があるのか。

(事務局)

職員体制は変わらない。ベースアップに伴う増額になる。

(委員)

調査・研究費が入るということで業務委託費が増えているが具体的にはどんな費用か。

(事務局)

調査・研究費としているのは、業者委託する予定のため、その必要経費となっている。

(委員)

広報費の金額と広報誌発行の事業費があっていないのはなぜか。

(事務局)

広報誌発行以外にも、他の事業の中で広報費として計上するものが、広報費の中には含まれている。

(委員長)

令和2年度予算案を承認する方は挙手をお願いしたい。

—賛成多数で承認された—

②団体登録(企業登録の取扱い)について

(委員長)

前回の委員会で団体登録の情報公開請求についての報告があった。委員会で、他地域で企業の取扱いがどのようになっているかを調査して協議事項として取り扱いたいという意見が出された。調査結果を含めて事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

いくつかの地域について団体登録の状況について調べたが、協議していただくための案作成までに至らなかった。

他地域の状況について調べた範囲では、団体登録の基準を設けているセンターもあれば設けていないセンターもあり、様々だった。センターの置かれている状況もそれぞれ違うが、いくつかのセンターでは企業と関わりはあるが、市民活動団体と同じように登録しているセンターはなかった。企業とセンターがどのようにかかわっているかなどについてはもう少し調査が必要になる。

見直しをしていくにあたり、方向性としては、「企業と市民活動団体を同列での登録はしない」「企業の活動は地域貢献や社会貢献など活動内容を主体的に見て判断をする」というところは柱に据えて、団体登録要綱等の見直しも考慮して、原案を次回の委員会に提出できるようにしたい。

(委員長)

団体登録の取扱いについては、最終改正案の提示はないが、改正する方向性の確認をあらためて行うということで、事務局の説明した方向性でよいか承認する方は挙手をお願いしたい。

—賛成多数で承認された—

③休館日(火曜日)の開館について

(事務局)

センターの利用状況についての資料を基に、政策室と協議した。政策室の意向として、火曜日以外の日に休館日を設けて2か月間試行し、その結果を年度内にまとめて休館日の変更をどうするかについて検討したいとのことだった。

試行期間の休館日については月曜日を想定しているが、曜日に関してと、施行までの間に各団体や市民への周知等については、センターと調整をしていくことになる。

(委 員)

実施期間等のスケジュールはどのようになっているか。

(事 務 局)

年度内に結果を出すとのことなので、周知期間を考慮すると、試行実施は遅くとも年明け1～2月になると思う。

(委 員)

試行実施した場合、現在火曜日は職員が休みとなっているが、変更した休館日に職員が休みということではどうか。

(事 務 局)

休館日を設けずフルオープンにするという方法も提示したが、政策室からは休館日を変更して試行したいということだった。

(委 員 長)

休館日（火曜日）の開館については、協議の結果に沿って実施されることになるが、実施の賛否ではなく経過を見ていくことになると思うのでよろしくお願ひしたい。

以上で協議事項を終わりとする。

(3)その他

①区市町村ボランティア・市民活動支援センター運営委員及びセンター長等合同会議について

9月5日（木）の区市町村ボランティア・市民活動支援センター運営委員及びセンター長等合同会議に運営委員長を含め委員2名とセンター長が参加した。それぞれ参加者からの報告があった。

次回会議日程について

*次回運営委員会は12月13日(金)19:00から行う。

以上